

# 札幌市ユニバーサル推進本部設置要綱

令和5年9月6日 市長決裁  
令和6年11月22日 一部改正  
令和7年12月1日 一部改正

## (目的)

第1条 本市におけるユニバーサル関係施策を全庁的に推進するため、札幌市ユニバーサル推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 推進本部は、次の事項を協議する。

- (1) ユニバーサル関係施策に係る情報の収集及び共有に関すること。
- (2) ユニバーサル関係施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、ユニバーサル関係施策の推進に必要と認められる事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次表に掲げる職にある者をもって充てる。

|      |  |
|------|--|
| 本部長  | 市長   |
| 副本部長 | 副市長  |
| 本部員  | 市長室長、まちづくり政策局長、まちづくり政策局政策推進担当局長、まちづくり政策局都市計画担当局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、経済観光局観光・MICE担当局長、建設局長、都市局長、交通事業管理者、教育長 |

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、前条第1項の表に掲げる本部員以外の職員を推進本部の会議に出席させることができる。

## (幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次表に掲げる職にある者をもって充てる。

|     |   |
|-----|---|
| 幹事長 | まちづくり政策局政策企画部ユニバーサル推進室長   |
| 幹事  | 総務局国際部長、まちづくり政策局政策企画部長・都心まちづくり推進室長・都市計画部長・総合交通計画部長、財政局財政部長、市民文化局地域振興部長・市民生活部長・男女共同参画室長・文化部長、スポーツ局スポーツ部長、保健福祉局高齢保健福祉部長・障がい保健福祉部長、子ども未来局子ども育成部長、経済観光局経営支援・雇用労働担当部長・観光地域づくり担当部長、建設局土木部長・みどりの推進部長、都市局建築部長・建築安全担当部長、交通局高速電車部長、教育委員会学校支援担当部長・学校教育部長 |

- 3 幹事会は、推進本部の事務を補佐する。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、第2項の表に掲げる幹事以外の職員を幹事会の会議に出席させることができる。
- 6 幹事長は必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、まちづくり政策局政策企画部ユニバーサル推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項はまちづくり政策局政策企画部ユニバーサル推進室長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。